

整理番号	37 - 1	事務事業名	市有財産(普通財産)の 管理・処分事務		作成部署	会計室契約課	電話	内線855
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	伊与信一	課長職名	大道政男	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度		根拠法令等	地方自治法238条の5					
" 終了予定年度								
事務事業開始の きっかけ(導入当 初の目的等)	地方公共団体における、普通財産の管理及び処分に関わる事務。							

1 計画(プラン)

上位施策との関 連(総合計画での 位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第 3 章)
	節	開かれた市政	(第 5 節)
	施策	行財政運営	(第 4 施策)
目的 (ここから成果 指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	市有財産(土地 172,856㎡)	
	意図 (何をねらっている のか、対象をどのよ うな状態にしたいの か)	地方自治法238条の5の規定に基づき、普通財産の適正な管理及び処分を行なう。	
手段 (ここから活動 指標を導きます)	市が行った (行う)事務事 業の具体的 な実施内容 (団体補助 等の場合は その補助金 による団体の 活動内容を 記載)	16 年度 まで	定期的な巡視及び草刈り等。 自治会等への貸し付け。 土地の売却。
		17 年度	同 上

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	328	364	404	404
合 計	328	364	404	404	
人 件 費 (概算)	人 数(年間)	0.5	0.5	0.5	0.5
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	4,500	4,500	4,500	4,500
総事業費 +		4,828	4,864	4,904	4,904

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の 活動量や実 績)	貸付面積(有償・継続分)	1,951㎡	1,951㎡	1,951㎡	1,951㎡
	草刈面積	15,846㎡	15,567㎡	21,375㎡	21,375㎡
	巡視回数	3ヶ月に一回程度	3ヶ月に一回程度	3ヶ月に一回程度	3ヶ月に一回程度
	売却等	1,405㎡(1件)	4,348㎡(2件)	3,248㎡(5件)	-
成果指標 (目的の達成 度を測るもの さし)	貸付面積(有償・継続分)	1,951㎡	1,951㎡	1,951㎡	1,951㎡
	草刈面積	15,846㎡	15,567㎡	21,375㎡	21,375㎡
	巡視回数	3ヶ月に一回程度	3ヶ月に一回程度	3ヶ月に一回程度	3ヶ月に一回程度
	売却等	1,405㎡(1件)	4,348㎡(2件)	3,248㎡(5件)	-
効率指標 (主要活動単 位当たりコスト)	管理コスト	304 円/㎡	312 円/㎡	229 円/㎡	229 円/㎡
	(総事業費 ÷ 草刈面積)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	地価の低迷が続く中ではあるが、土地の売却処分等の検討が必要である。行政財産への用途変更も検討する。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方自治法238条の5の規定に基づき、普通財産の管理業務を実施している。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	同上	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	現時点では他の方法は考えられない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	北広島市財産管理規則等に基づいて、適正に負担を求めている。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	地方自治法238条の5の規定に基づき、有効かつ適切な管理を行っている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	現時点では他の方法は考えられない。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	地方自治法第238条の5の規定に基づき管理を行っているが、市有地の有効活用を図るため、売却・貸付等をさらに検討する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	普通財産(市有地等)の中で、将来的に利活用の見込めないものについては、自主財源の確保を図るとともに、経済効果にもつながることから、遊休市有地の処分を含めた広範囲な検討を行う。